

自然公園法に基づく生態系維持回復事業計画について

(1) 生態系維持回復事業制度とは？

- ・国立・国定公園において、その優れた自然の風景地や生態系の維持又は回復を図っていくために、食害をもたらすシカやオニヒトデ等の捕獲、外来種の駆除、自然植生やサンゴ群集の保護などの取り組みを積極的に行っていくための制度。
- ・平成 22 年 4 月施行の改正自然公園法において、新しく創設。

(2) 生態系維持回復事業によって、何が変わるか？

- ・国（環境省、林野庁）が生態系維持回復事業として行う行為について、自然公園法上の許認可が不要となる
 - 迅速な行動が可能
 - （地方公共団体やその他の者が事業を行う際は、最初に認定等の申請が必要）
- ・環境省が実施する事業について、調査等に係る予算の他に、施設整備に係る予算付けが可能となる
 - モニタリングや効果的捕獲等の対策を継続的に実施できるとともに、必要な場所については、植生保護柵などの設置が可能

(3) 生態系維持回復事業の実施にあたっての手続き

- ① 生態系維持回復事業に関する公園計画の決定
- ② 生態系維持回復事業計画の策定（農林水産省・環境省共同）
- ③ 生態系維持回復事業の実施

(4) 生態系維持回復事業の内容（自然公園法施行規則第 15 条の 4）

- イ 生態系の状況の把握及び監視
- ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- へ 前各号に掲げる事業に必要な調査等

(5) 今後のスケジュール

- ・ 10 月：科学委員会ヤクシカWG→屋久島生態系維持回復事業計画（案）検討

・12月：科学委員会ヤクシカWG、科学委員会→屋久島生態系維持回復事業計画(案)
了承

- ・1月～2月：パブリックコメント実施
- ・5月中央環境審議会（H23春審）に変更案を諮問→答申
- ・8月：官報告示

※参考：これまでに生態系維持回復事業計画を策定した国立公園

- ・知床国立公園（エゾシカ対策）
- ・尾瀬国立公園（ニホンジカ対策）
- ・白山国立公園（オオキンケイギクを中心とした外来種対策）

霧島屋久国立公園

屋久島生態系維持回復事業計画

(環境省原案)

平成 年 月 日

農林水産省
環 境 省

1. 生態系維持回復事業計画の名称

霧島屋久国立公園 屋久島生態系維持回復事業計画

2. 生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間

平成〇年〇月〇日から平成28年3月31日の5ヶ年とする

4. 生態系維持回復事業の目標

<屋久島の自然環境の概況について>

屋久島は、宮之浦岳（標高1,936m）を主峰とする2,000メートル級の山岳が屹立する島である。温暖な黒潮の影響で、沿岸海域にはサンゴ群落が形成され、海岸付近にはアコウ、ガジュマルといった亜熱帯の植生がみられる。低標高域にはタブノキ、シイ類、カシ類等の暖温帯に特徴的な照葉樹林が広がり、標高が上がるにつれてモミ、ツガ、ヤマグルマ、ヒメシャラ等の針広混交林、標高1,500mを超える地域では、ヤクシマシャクナゲやヤクシマダケが優先する冷温帯の植生となり、植生の典型的な垂直分布が見られる。また、高標高域には花之江河・小花之江河といった日本最南端の高層湿原を有し、山頂部に露出した花崗岩の崖には、絶滅の恐れがあるヤクシマリンドウなどの独特な岸壁植生が発達するなど、低標高域から山頂部に至る多様な環境と地理的要因の下に、島全体で1,900種以上の多様な植物種が生育している。さらに、屋久島には樹齢数千年に及ぶとされる巨大なヤクスギを含む原生的な天然林が残されており、こういった優れた自然景観と生態系が評価されて、屋久島は平成5年12月に世界自然遺産に登録された。

<屋久島におけるヤクシカの生息状況と植生被害について>

屋久島に生息する大型の哺乳類は、ヤクシカとヤクシマザルの2種である。両種ともそれぞれニホンジカ、ニホンザルの固有亜種であり、島全域に広く生息している。このうち、ヤクシカについては、正確な数字は不明であるが、狩猟等の影響により、昭和30～50年代にかけて2,000～3,000頭というレベルにまで減少したとされ、捕獲規制措置が図られてきた。その後、個体数が大幅に回復したとみられ、近年では採食によりコモチイヌワラビが絶滅したと推測されるなど、森林植生や希少植物の生育等に深刻で不可逆的な影響が生じていると考えられる。特に、ヤクシカの生息密度が高い西部地域などでは、林床植生が広範囲に食害を受けて、広範囲にわたる地面の露出、森林の更新の停滞、非嗜好性植物による植生の単純化などが見られる。

現在のヤクシカの生息数については、平成20～21年度にかけて全島的に実施された糞粒調査では、全島生息数が約12,000～16,000頭、平均生息密度が35頭/km²（最も密度の高い場所で96.7頭/km²（西部地域））と推定されている。これらを受けて、

屋久島世界遺産地域科学委員会は、屋久島でのヤクシカ対策が生態系や生物多様性の保全の観点から特に重要であることを指摘している。

<本事業の目標について>

本事業では、ヤクシカの個体数調整や植生保護柵による生態系への影響の低減を通じて、霧島屋久国立公園（屋久島地域）における生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域

霧島屋久国立公園（屋久島地域）全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視

地域の生態系を特徴づける植物の生育状況及び攪乱要因であるシカの生息状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的にモニタリングする。

① 植物群落の生育状況の把握

森林群落における林床植生調査、毎木調査、湿原における植生調査等を実施し、植生の変化を経年的に把握する。また、植生保護柵内外における植生調査等を実施し、ヤクシカの植生に及ぼす影響と侵入防止による植生の回復状況を把握する。

② ヤクシカの生息状況の把握

ヤクシカの生息数を推定するための糞粒・糞塊調査、増減の傾向を把握するためのライトセンサス調査を経年的に行うとともに、移動ルート及び行動特性を把握するため、発信器の装着による追跡調査等を行う。

また、屋久島全域におけるヤクシカの捕獲数等のデータを集計・整理するとともに、個体群の状態を把握するための捕獲個体からの試料の収集・分析を経年的に行う。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

国立公園区域で、人為的介入を行うことが適切かつ効果的な地域において、銃器、くくり罠、囲い罠等によるヤクシカの個体数調整を実施する。

また、ヤクシカの採食圧から本来の自然植生を守り、回復させるため、環境省、林野庁等により、各所において、植生保護柵が設置されている。これらの堅実な管理を図り、対象地区における植生回復を図るとともに、新たに保護の必要が生じた場所において植生保護柵の設置を行う。ヤクシカの捕獲及び植生保護柵等の設置に際しては、公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物への影響の最小化に留意する。

なお、ヤクシカの個体数調整に当たっては、国立公園区域と関連した近隣区域

における対策と十分に連携を図り、効果的なものとなるよう適切に取り組むこととする。

(3) 生態系の維持又は、回復に必要な動植物の保護増殖

ヤクシカの食害等により、絶滅のおそれがある植物の保護増殖のための技術開発を行う。

(4) 生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

生態系の保護の必要性、ヤクシカによる被害状況、捕獲などの対策の必要性、本事業の実施状況等について、インターネットやパンフレット等を活用し、地域住民や公園利用者等に普及啓発を進め、事業への理解と協力を働き掛ける。

(5) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

事業を適正に評価するための監視手法、シカを誘導する柵の設置と組み合わせた捕獲など、より効果的な事業実施に関する調査研究、実証試験を行う。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

本事業を順応的な考え方のもとに実施していくため、事業の効果、内容等の総合的な検証・評価を行い、5年を目処に本事業計画の見直しを行うこととする。なお、検証・評価、本事業計画の見直しに当たっては、屋久島世界遺産地域科学委員会の下に設置しているヤクシカワーキンググループにおける本事業への助言を踏まえるものとする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

本事業の推進に当たっては、特定鳥獣保護管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法により屋久島町が策定する鳥獣被害防止計画との整合を図るものとする。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等は本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携・協力して必要な事業を実施していくものとする。

なお、連携・協力に当たっては、屋久島世界遺産地域連絡会議及び屋久島町野生動物保護管理ミーティングの場を活用することとし、生態系維持回復事業の実施者は、毎年5月末日までに屋久島世界遺産地域連絡会議の事務局（九州地方環境事務所、九州森林管理局）に対して、前年度分の実施結果について情報提供を行うこととする。併せて「屋久島世界遺産地域科学委員会ヤクシカワーキンググループ」において、本事業のモニタリングや対策結果について報告を行い、それらについて助言を受け随時事業へ反映する。